○宇都宮市農林公園ろまんちっく村条例施行規則

平成8年3月22日

規則第3号

改正 平成9年12月第48号

平成10年12月第57号

平成11年3月第31号

平成12年3月第25号

平成12年3月第30号

平成17年6月第67号

平成20年3月第9号

平成25年8月第30号

平成26年3月第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市農林公園ろまんちっく村条例(平成8年条例第15号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平17規則67・一部改正)

(休園日)

- 第2条 ろまんちっく村の休園日は,毎月第2火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)とする。
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の許可を得て、前項の休園 日を変更し、又は休園日以外に臨時に休園することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により休園日を変更し、又は臨時に休園するときは、その旨 をろまんちっく村の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めな ければならない。

(平9規則48・平12規則30・平17規則67・一部改正)

(利用時間)

第3条 施設の利用時間は、次のとおりとする。

項	施設名	期間	利用時間
1	フラワードーム	1月1日から3月20日まで及び11	午前9時から午後5時まで
	ろまんちっく広場	月1日から12月31日まで	

	いこいの広場		 3月21日から10月31日まで	 午前9時から午後6時まで
	さわやか広場		07,21 H W 1910/101 H & C	T DISTRICT OF CONTROL
	四季の森			
	体験センター			
	土地又は建物の一部			
2	地ビールレフ	ストラン	通年	午前10時から午後9時まで
	バーベキューレストラン			
3	宇都宮物産館		通年	午前8時30分から午後6時
				まで
4	そば処 ファーストフードコーナー		1月1日から3月20日まで及び11	午前10時から午後4時まで
			月1日から12月31日まで	
			3月21日から10月31日まで	午前10時から午後6時まで
5	ろまんちっ	クア施設	通年	午前10時から午後9時まで
	く温泉館	露天風呂		
		調理実習室		
		第1研修室		
		第2研修室		
		和食処		
		宿泊施設	 通年	午後3時から翌日の午前10
				時まで
6	クラインガルテン		通年	日出時から日没時まで

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の 利用時間を変更することができる。
- 3 前条第3項の規定は、前項の利用時間の変更について準用する。

(平9規則48・平11規則31・平12規則30・平17規則67・平20規則9・平25規則30・一部改正)

(利用の手続)

- 第4条 条例第5条第1項の規定により有料施設の利用許可を受けようとする者は,施設利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし,指定管理者が支障がないと認めるときは,この限りでない。
- 2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間内に提出しなけ

ればならない。

- (1) 宿泊施設 利用する日(以下「利用日」という。)の属する月の6月前の月の初日から利用日までの期間
- (2) 次に掲げる施設 利用日の属する月の3月前の月の初日から利用日までの期間 ア ろまんちっく温泉館 (調理実習室及び研修室に限る。)
 - イ 体験センター(研修室及び展示棟に限る。)
 - ウ クラインガルテン
 - エ 土地又は建物の一部
- 3 第1項の規定にかかわらず、フラワードーム又はクア施設若しくは露天風呂を利用しよ うとする者は、利用料金を納付して、利用券の交付を受けなければならない。

(平11規則31・平17規則67・一部改正)

(利用の許可)

第5条 指定管理者は,前条第1項の利用許可の申請について適当と認めたときは,許可を 決定し,施設利用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(平17規則67·一部改正)

(利用許可の取消し又は変更)

第6条 利用者は、施設の利用を取り消し、又は変更しようとするときは、施設利用許可取消(変更)申請書に施設利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則67·一部改正)

(利用料金の承認の申請)

- 第7条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用料金の承認又は変更の承認を 受けようとするときは、利用料金(変更)承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 申請利用料金の額の算定根拠を明らかにした書類
 - (3) 利用料金の変更の承認申請にあっては、前2号に掲げる書類のほか、前年度の事業報告書及び収支決算書

(平17規則67·一部改正)

(設備の利用料金の上限額)

第8条 条例別表第3号の表に規定する市長が別に定める設備の利用の単位及び額は、次のとおりとする。

設備	利用の単位及び額	
ろまんちっく温泉館第1研修室映像設備	1時間につき 410円	
電気自動車用急速充電設備	1回につき 510円	

備考 電気自動車用急速充電設備の利用時間は,宇都宮物産館の利用時間によるものとし, 1回当たり30分以内とする。

(平25規則30・追加, 平26規則5・一部改正)

(利用料金の減免)

- 第9条 条例第13条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由を記載した利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は,前項の申請があった場合は,市長に減免理由についての承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、市長が減免すべき特別な理由があると承認をしたときは、利用料金の減 免の決定をし、利用料金減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平12規則25・全改,平17規則67・一部改正,平25規則30・旧第8条繰下) (利用料金の還付)

- 第10条 条例第14条ただし書に規定する市長が定める特別な理由は、次のとおりとする。
 - (1) 利用者が自己の責めによらない理由により施設を利用することができないとき。
 - (2) 利用者が別に定める期間内に当該利用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- 2 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は,前項の申請を承認したときは,利用料金還付決定通知書を当該申請者に 交付するものとする。

(平17規則67・一部改正,平25規則30・旧第9条繰下)

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は条例第7条前段の規定により利用を制限され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設を原状に回復し、返還しなければならない。

(平25規則30・旧第10条繰下)

(様式)

第12条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平25規則30・旧第11条繰下)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 (平25規則30・旧第12条繰下)

附則

- この規則は、平成8年4月1日から施行する。 附 則 (平成9年12月1日規則第48号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成10年12月18日規則第57号)
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則(平成11年3月31日規則第31号)
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則 (平成12年3月31日規則第25号) 抄 (施行期日)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成12年3月31日規則第30号)
 - この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年6月24日規則第67号)
 - この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第9号)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成25年8月30日規則第30号)
- この規則は、平成25年9月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月24日規則第5号) 抄 (施行期日)
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。